

佐賀市立城西中学校「いじめ防止基本方針」

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の生徒が、明るく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために「佐賀市立城西中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作ります。
- 生徒、教職員の人権感覚を高めます。
- 生徒と生徒、生徒と教職員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。
- いじめ問題について保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをしつこく繰り返し言われる
- ・意図的に仲間はずれ・集団による無視をされる
- ・わざと遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名 称

「いじめ防止対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談主任、人権・同和教育主任、各学年主任、その他校長が必要と認めた教職員

(3) 役 割

- ア いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組みの有効性のチェック
- ク いじめ防止基本方針の見直し
- ケ いじめの覚知
- コ いじめの認知

4 年間計画 (いじめ防止のための年間計画)

	活 動 内 容		
	教職員の活動	生徒の活動	保護者との活動
4月	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ基本方針についての検討(「いじめ防止対策委員会」の実施①) ○いじめ対策に関わる共通理解(生徒指導協議会) ○生徒に対する情報交換(職員会議) ○「心の声」いじめ・命についてのアンケート実施(毎月実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ○学級開き(学級活動) ○学級目標づくり(学級活動) ○始業式でいじめゼロ宣言(生徒会) 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ対策についての説明(PTA総会) ○保護者面談
5月	<ul style="list-style-type: none"> ○「いじめ・命を考える日」(全校朝会) ○生徒に関する情報交換(職員会議) ○小中連絡協会 ○教育相談週間 	<ul style="list-style-type: none"> ○行事を通じた人間関係づくり(修学旅行) ○生徒総会(生徒会) ○生徒朝会でいじめゼロ宣言(生徒会) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「いじめ防止対策拡大委員会」
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○「いじめ・命を考える日」(全校朝会) ○hyper Q-U検査 ○人権週間 ○生徒に対する情報交換(生徒指導協議会) ○いじめについてのアンケート実施(「いじめ防止対策委員会」の実施②) 	<ul style="list-style-type: none"> ○人権朝会(3年生担当) ○ふれあい道徳(12日)※フリー参観デー ○生徒朝会でいじめゼロ宣言(生徒会) 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ対策についての啓発(町区懇談会) ○青春講演会 ○PTC懇談会
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○「いじめ・命を考える日」 ○生徒に対する情報交換(生徒指導協議会) ○Q-U検査の結果からの考察と対応策の共有 ○インターネット状況調査 	<ul style="list-style-type: none"> ○人権作文 ○生徒朝会でいじめゼロ宣言 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者との情報交換(学年PTA)
8月	<ul style="list-style-type: none"> ○「いじめ・命を考える日」(全校登校日) ○三校合同人権・同和教育研修会、小中合同研修会(情報交換) ○生徒指導に関する研修会(職員研修) ○教育相談研修 	<ul style="list-style-type: none"> ○平和集会(生徒会) 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> ○「いじめ・命を考える日」 ○生徒に対する情報交換(生徒指導協議会) 	<ul style="list-style-type: none"> ○始業式でいじめゼロ宣言(生徒会) ○行事を通じた人間関係づくり(体育大会) 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ○「いじめ・命を考える日」(全校朝会) ○生徒に対する情報交換(生徒指導協議会) 	<ul style="list-style-type: none"> ○行事を通じた人間関係づくり(合唱コンクール) ○生徒朝会でいじめゼロ宣言(生徒会) 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ○「いじめ・命を考える日」(全校朝会) ○hyper Q-U検査 ○生徒に対する情報交換(生徒指導協議会) 	<ul style="list-style-type: none"> ○行事を通じた人間関係づくり(文化発表会) ○人権朝会(1年生担当) 	<ul style="list-style-type: none"> ○二者面談・三者面談

12月	○「いじめ・命を考える日」 ○生徒に対する情報交換(生徒指導協議会) ○学校評価の実施 ○いじめについてのアンケート実施(「いじめ防止対策委員会」の実施③)	○学校評価の実施 ○生徒朝会でいじめゼロ宣言(生徒会)	○保護者との情報交換(二者面談) ○学校評価の実施 ○PTC懇談会
1月	○「いじめ・命を考える日」(全校朝会) ○生徒に対する情報交換(生徒指導協議会)	○生徒朝会でいじめゼロ宣言(生徒会)	
2月	○「いじめ・命を考える日」(全校朝会) ○生徒に対する情報交換(生徒指導協議会)	○人権朝会(2年生担当) ○生徒朝会でいじめゼロ宣言(生徒会)	○「いじめ防止対策拡大委員会」
3月	○「いじめ・命を考える日」(全校朝会)	○生徒朝会でいじめゼロ宣言(生徒会)	
毎月	○教育相談連絡会(毎週月曜実施) ○生活指導部会(毎週火曜実施) ○教育相談・特別支援委員会(毎月実施) ○生徒指導協議会(毎月)	○生徒朝会でいじめゼロ宣言(生徒会)	

※相談窓口は、生徒指導部「教育相談担当」とするが、生徒が相談しやすいと思われる担任を含む学年の先生方や人権・同和教育担当等なども含まれる。

5 取組み状況の把握と検証(PDCA)

いじめ対策委員会は、上記のように年5回の会議を開催し、取組みが計画通りに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた基本方針や計画の見直し等を行う。

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚・意志を育む学習活動を各教科、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

いじめ問題においては、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員が持って取り組む必要がある。

本校は、各種行事を通して、仲間意識の高揚や思いやりなど「豊かな人間性」を育む教育や「いじめや命を考える日」の設定、生徒主体の人権朝会はじめ人権・同和教育の視点に立って、一人一人の思いや違いを認め合うようにするなど豊かな人間性の育成を目標として、教育活動を展開している。そのため、生徒それぞれが、主体的に活動することで、自尊感情を高め、相手を大切に作る豊かな心を育て、互いの違いを認めながら共に

生きることの大切さを理解できるように育てなくてはならない。また、そのような生徒達になれば、いじめの未然防止が達成できると認識して取り組む必要がある。

2 いじめ防止のための措置

(1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員及び生徒に対して、以下の

①～⑧のようないじめ問題についての基本的な認識を持たせる。

① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。

② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。

③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。

④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。

⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。

⑥ いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。

⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。

⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とのコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのために、教職員が生徒達に愛情を持ち、配慮を要する子どもたちを中心に据えた、温かい学級経営や教育活動を展開していく。これにより、生徒達に自己存在感や充実感を与えることができる。その上で、授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりをしていく。

(3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、教職員の何気ない言動が、子どもたちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合があることを理解しておく必要がある。また、教職員の温かい声かけが、「認められた」と自己肯定感につながり、生徒達を大きく変化させることも理解しておかなくてはならない。

分かりやすい授業づくりを進めるために、教職員間で互いの授業を見学し合い、意見交換をしていくことが大切である。それには、互いに尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職員室の雰囲気も大切である。その上で、すべての生徒が参加・活躍できるように授業を工夫していく。

生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために、居場所づくりや絆づくりをキーワードとして、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにしていき、生徒に集団の一員としての自覚や自信を育てていく。

ストレスに適切に対処できる力を育むために、自尊感情を高め、互いを認め合える人間関係を築いていくことが大切である。

いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、生徒への声かけが自尊感情を傷つけていないか、集団の中で浮いた存在にしているか等を、教職員が互いに意見を言い合えることが大切である。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、授業や行事において、生徒を認める声かけを多くしていくことが大切である。そのためには、生徒一人ひとりの様子をしっかりと観察し、声かけのタイミングを見逃さないようにすることである。

(5) 生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、道徳の授業において具体的な事例を紹介し、自分がその場においてどのような行動を取るべきか、また、いじめに発展しないためにはどうすべきか等を考えさせていく。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えたりすることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないために、休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒の様子に目を配る。生徒と共に過ごす機会を積極的に設けることが大切である。

担任や教科担当が互いに気になる状況があれば、些細なことでも必ず情報交換し、生徒への理解を共有することも大切である。

2 いじめの早期発見のための措置

(1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートは、年3回実施する。

定期的な教育相談の機会としては、学期毎の三者面談や教育相談週間がある。日常の観察として、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかという点に気をつけて観察していく。また、遊びやふざけのようにも見えるものの気になる行為があった等の情報を教職員間で共有していくことも大切である。

(2) 保護者と連携して生徒を見守るために、日頃から生徒の良いところや気になる場所等、学校での様子について「チェック票」や「心の声」、「いじめアンケート等」をもとに連絡しておくことが必要である。

(3) 生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、日頃からの声かけ等により、良好な人間関係を築いておくことが大切である。また、些細な情報であってもきちんと対応し、担任だけでなく、学年集団として共有することも大切である。

(4) 保護者会等で、「何かあれば担任に気軽に相談してください。」「担任に相談しづらい場合には、直接校長や学年主任に気軽に相談してください。」と校長や生徒指導主事、学年主任、担任が繰り返すことで、相談体制を広く周知する。

定期的なアンケート等により、相談体制が適切に機能しているかなど、定期的に点検する。

(5) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて、個人情報保護法に沿って適切に管理する。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけ

をつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

(1) いじめの疑いがある場合、些細な兆候であっても、いじめの疑いのある行為には、早い段階から的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあったりした場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。

(2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や生徒指導担当等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織(いじめ防止対策委員会)と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

(3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が市教委に報告し、状況に応じて、関係機関と相談する。

(4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

(1) いじめた生徒を、定められた期間、別室指導を行うことにより、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

(1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実確認の聴取を行う。いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

(2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(3) いじめた生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしてきた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の生徒には、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らの良さを発揮しながら学校生活を安心して過ごせるよう努める。そのため、認知されたいじめ事象について、地域や家庭の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

体育大会や文化発表会、合唱コンクール等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会と捉え、生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、教科「技術・家庭」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習するなど、全教科で取り組む。

附則 この方針は平成26年4月1日から施行する。

佐賀市立城西中学校「いじめ防止対策委員会」設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、いじめ防止対策推進法(平成25年度法律第71号)第22条に基づき佐賀市城西中学校に「いじめ防止対策委員会」を置くこととし、設置に必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を処理する。

いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)に基づく、いじめの未然防止、対応(調査、解決、解消及び再発防止)等に関すること。

- (1) いじめ防止対策等に関すること。
- (2) いじめの解消や再発防止等に関すること。

(組織)

第3条 委員会には、第2条に掲げる事項を協議するため、「校内委員会」と「拡大委員会」を置く。

(校内委員会)

第4条 校内委員会は別表1に定める委員で組織する。

- 2 校内委員会委員長は校長とする。
- 3 校内委員会委員長は会務を総理し、校内委員会を代表する。

(拡大委員会)

第5条 拡大委員会は、別表2に定める委員で組織する。

- 2 本校の教職員以外の委員(以下「外部委員」という。)は、佐賀市教育委員会が委嘱する。
- 3 校内委員会委員長は、いじめ事案の状況により、また、学校におけるいじめ防止対策の充実を図るため、必要があると認める時は、拡大委員会の開催を求めることができる。
- 4 教育委員会は特別の事情がある場合には、校長の具申を受けて外部委員の委嘱を解くことができる。
- 5 拡大委員会委員長は、委員の互選によってこれを定める。
- 6 拡大委員会委員長は、会務を総理し拡大委員会を代表する。
- 7 拡大委員会委員長は、必要に応じ、学校問題解決サポート事業専門チームへの相談を佐賀市教育委員会に依頼することができる。

(外部委員の任期)

第6条 外部委員の任期は、委嘱を受けた日から当該年度の末日までとする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 外部委員に欠員が生じた場合は、補充することができる。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(秘密の保持)

第7条 委員は、その役割を遂行するうえで知り得た秘密事項に関し、これを漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(会議)

第8条 委員会は、必要に応じて校内委員会委員長又は拡大委員会委員長が招集する。

2 委員会において必要があると認めるときは、会議は非公開とすることができる。

(意見等の聴取)

第9条 委員会において必要があると認めるときは、関係職員又は関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、本校に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、校内委員会及拡大委員会それぞれについて必要な事項は、各委員長がそれぞれ別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表1(第4条関係)

いじめ防止対策委員会
校 長
教 頭
教務主任
生徒指導主事
教育相談主任
人権・同和教育主任
各学年主任
その他, 校長が必要と認める教職員

別表2(第5条関係)※は外部委員

いじめ防止対策拡大委員会
校 長
教 頭
※学校評議員の代表
※ PTA 役員の代表
※スクールカウンセラー
その他, 校長が必要と認める教職員